

昭和五十年厚生省令第三十四号

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十七条第三号、第三十五条及び第四十条の規定に基づき、福祉手当の支給に関する省令を次のように定める。

目次

- 第一章 障害児福祉手当（第一条―第十三条）
- 第二章 特別障害者手当（第十四条―第十六条）
- 第三章 雑則（第十七条―第二十条）

附則

第一章 障害児福祉手当

（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院又は児童養護施設
- 二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定発達支援医療機関

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

五 削除

六 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの

七 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）に基づく国立保養所

八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設

九 医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）に規定する病院又は診療所であつて、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの

（認定の請求）

第二条 法第十九条の規定による障害児福祉手当の受給資格についての認定の請求は、障害児福祉手当認定請求書（様式第二号）に、次に掲げる書類等を添えて、住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによって行わなければならない。

- 一 受給資格者の戸籍の謄本又は抄本及び受給資格者の属する世帯の全員の住民票の写し
- 二 受給資格者が法第二条第二項に規定する者であることに関する医師の診断書及びその者の障害の状態が別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真
- 三 障害児福祉手当所得状況届（様式第三号）
- 四 受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条及び第十五条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類

イ 所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号。以下「令」という。）第八条において準用する令第四条及び第五条の規定によつて計算した

所得の額をいう。以下この条において同じ。）並びに法第二十条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が七十歳以上であるかの別についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類）

ロ 受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）を有するときは、次に掲げる書類

- (1) 当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類
- (2) 当該控除対象扶養親族が法第二十一条に規定する扶養義務者でない場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

ハ 受給資格者が令第八条第三項において準用する令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ニ 受給資格者が法第二十一条第一項の規定に該当するときは、障害児福祉手当被災状況書（様式第四号）

五 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ 所得の額並びに法第二十一条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類）

ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第八条第四項において準用する令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ハ 当該配偶者又は当該扶養義務者が法第二十一条第一項の規定に該当するときは、障害児福祉手当被災状況書

（認定の通知）

第三条 手当の支給機関は、認定の請求があつた場合において、受給資格の認定をしたときは、当該受給資格者に、文書でその旨を通知しなければならない。

2 手当の支給機関は、前項の場合において、法第二十条又は第二十一条の規定により障害児福祉手当を支給しないときは、当該受給資格者に、文書でその旨を通知しなければならない。

（認定請求の却下通知）

第四条 手当の支給機関は、認定の請求があつた場合において、受給資格がないと認めたときは、請求者に、文書でその旨を通知しなければならない。

（現況の届出）

第五条 障害児福祉手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、障害児福祉手当所得状況届に第二条第四号及び第五号に掲げる書類を添えて、毎年八月十二日から九月一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。ただし、障害児福祉手当認定請求書に添えて前年の所得に関する障害児福祉手当所得状況届が既に提出されているときは、この限りでない。

（支給停止の通知）

第六条 手当の支給機関は、前条の規定により提出された障害児福祉手当所得状況届を受理した場合において、法第二十条又は第二十一条の規定により障害児福祉手当を支給しないときは、当該受給資格者に、文書でその旨を通知しなければならない。

（氏名変更の届出）

第七条 受給者は、氏名を変更したときは、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番

号をいう。以下同じ。）並びに変更前及び変更後の氏名を記載した届書に戸籍の抄本を添えて、十四日以内に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

（住所変更の届出）

第八条 受給者は、住所を変更したときは、十四日以内に、個人番号並びに変更前及び変更後の住所を記載した届書を手当の支給機関に提出しなければならない。

（受給資格喪失の届出）

第九条 受給者は、法第十七条に定める支給要件に該当しなくなったときは、速やかに、個人番号、支給要件に該当しなくなった理由及び該当しなくなった年月日を記載した届書を手当の支給機関に提出しなければならない。

（死亡の届出）

第十条 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、当該受給者の氏名及び死亡した年月日を記載した届書にその死亡を証する書類を添えて、十四日以内に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

（受給資格喪失の通知）

第十一条 手当の支給機関は、受給者の受給資格が消滅したときは、その者（その者が死亡した場合にあつては、前条に規定する死亡の届出義務者とする。）に、文書でその旨を通知しなければならない。

（届書の記載事項）

第十二条 第七条から第十条までの届書には、届出者の氏名及び住所並びに届出の年月日を記載しなければならない。

（準用）

第十三条 第五条、第七条から第十条まで及び前条の規定は、受給資格の認定を受けた者であつて法第二十条又は第二十一条の規定により障害児福祉手当の支給を受けていないものについて準用する。この場合において、第五条中「既に提出されているとき」とあるのは「既に提出されているとき、又は法第二十条若しくは第二十一条の規定によつてその年の七月まで障害児福祉手当が支給されていない場合であつて、当該支給停止の事由がなお継続するとき」と読み替えるものとする。

2 第六条及び第十一条の規定は、前項に規定する者に関する通知について準用する。

第二章 特別障害者手当

（法第二十六条の二第二号の厚生労働省令で定める施設）

第十四条 法第二十六条の二第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 第一条各号（第一号、第二号及び第九号を除く。）に掲げる施設

二 削除

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

（認定の請求）

第十五条 法第二十六条の五において準用する法第十九条の規定による特別障害者手当の受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書（様式第五号）に、次に掲げる書類等を添えて、手当の支給機関に提出することによつて行ななければならない。

一 受給資格者の戸籍の謄本又は抄本及び受給資格者の属する世帯の全員の住民票の写し
二 受給資格者が法第二十三条第三項に規定する者であることに関する医師の診断書及びその者の障害の状態が別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真
三 特別障害者手当所得状況届（様式第七号）

四 受給資格者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ 所得の額（令第十一条及び令第十二条第四項において準用する令第五条の規定によつて計算した所得の額をいう。）並びに法第二十六条の五において準用する法第二十条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限

る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が七十歳以上であるかの別についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類）

ロ 受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）を有するときは、次に掲げる書類

(1) 当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類

(2) 当該控除対象扶養親族が法第二十六条の五において準用する法第二十一条に規定する扶養義務者でない場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

ハ 受給資格者が令第十一条に規定する給付の支給を受けるときは、当該事実及び給付の額を明らかにすることができる証明書

ニ 受給資格者が令第十二条第四項において準用する令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ホ 受給資格者が法第二十六条の五において準用する法第二十二条第一項の規定に該当するときは、特別障害者手当被災状況書（様式第四号）

五 配偶者又は法第二十六条の五において準用する法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ 所得の額（令第十二条第三項において準用する令第四条及び令第十二条第五項において準用する令第五条の規定によつて計算した所得の額をいう。）並びに法第二十六条の五において準用する法第二十一条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類）

ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第十二条第五項において準用する令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ハ 当該配偶者又は当該扶養義務者が法第二十六条の五において準用する法第二十二条第一項の規定に該当するときは、特別障害者手当被災状況書

（準用）

第十六条 第三条から第十三条までの規定は、特別障害者手当について準用する。この場合において、第三条第二項中「法第二十条又は第二十一条の規定により障害児福祉手当」とあるのは「法第二十六条の五において準用する法第二十条又は第二十一条の規定により特別障害者手当」と、

第五条中「障害児福祉手当所得状況届」とあるのは「特別障害者手当所得状況届」と、「障害児福祉手当認定請求書」とあるのは「特別障害者手当認定請求書」と、第六条中「障害児福祉手当所得状況届」とあるのは「特別障害者手当所得状況届」と、「法第二十条又は第二十一条の規定により障害児福祉手当」とあるのは「法第二十六条の五において準用する法第二十条又は第二十一条の規定により特別障害者手当」と、第九条中「法第十七条」とあるのは「法第二十六条の二」と、第十三条中「法第二十条又は第二十一条の規定により障害児福祉手当」とあるのは「法第二十六条の五において準用する法第二十条又は第二十一条により特別障害者手当」と、「法第二十条若しくは第二十一条」とあるのは「法第二十六条の五において準用する法第二十条若しくは第二十一条」と読み替えるものとする。

第三章 雑則

（口頭による請求）

第十七条 手当の支給機関は、この省令に規定する請求書又は届書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、当該請求者又は届出者の口頭による陳述を当該職員に聴取させた上で、必要な措置を採ることによつて、当該請求書又は届書の受理に代えることができる。

2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の請求書又は届書の様式に従つて聴取書を作成し、これを陳述者を読み聞かせた上で、陳述者とともに氏名を記載しなければならない。

(添附書類の省略等)

第十八条 手当の支給機関は、この省令の規定により請求書又は届書に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。

2 手当の支給機関は、非常災害に際して特に必要があると認めるときは、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類等を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類等を添えて提出させることができる。

(身分を示す証明書)

第十九条 法第三十六条第三項の規定によつて当該職員が携帯すべき身分を示す証明書は、様式第十八号による。

(町村の一部事務組合等)

第二十条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この省令の規定(第二条第四号イ及びロ、同条第五号イ及びロ、第十五条第四号イ及びロ並びに同条第五号イ及びロの規定を除く。)の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者又は広域連合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

附則 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。ただし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第四十七号) 附則第二条第三項の規定によつてなされる手続に関しては、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十一年一〇月一日厚生省令第四十六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十二年一〇月一日厚生省令第四十四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十三年五月二七日厚生省令第三十四号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十四年九月一日厚生省令第三十五号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による診断書の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則 (昭和五十六年七月三〇日厚生省令第五十七号)

この省令は、昭和五十六年八月一日から施行する。

2 昭和五十四年以前の年の所得に係る福祉手当所得状況届及びこれに添えるべき証明書については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十六年一二月一九日厚生省令第七〇号)

この省令は、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に關する法律の施行の日から施行する。

附則 (昭和五十七年六月一六日厚生省令第二十八号)

この省令は、昭和五十七年七月一日から施行する。

附則 (昭和五十七年八月一四日厚生省令第三十五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十七年八月三一日厚生省令第四〇号)

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和五十九年六月二七日厚生省令第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六〇年一二月二八日厚生省令第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定、同条を第二十条とする改正規定、第十六条の改正規定、同条を第十九条とし、第十五条を第十八条とし、第十四条を第十七条とし、同条の前に次の一章及び章名を加える改正規定(第十四条及び第十六条に係る部分を除く。)並びに様式第四号の改正規定、様式第五号の改正規定及び同様式を様式第八号とし、様式第四号の次に次の十様式を加える改正規定は、同年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 国民年金法等の一部を改正する法律(以下「法律第三十四号」という。) 附則第九十七条

第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という。) 第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 この省令による改正後の第一条各号に掲げる施設

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する肢体不自由児施設

三 老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

第三条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和六十一年政令第三百二十三号) 附則第五条第一項の規定に基づき福祉手当の支給を受ける者が、次条第一項にお

いて準用するこの省令による改正後の第五条の規定による現況の届出を行うときは、同条に規定する所得状況届及び書類に児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号) 第四条に規定する児童扶養手当現況届及び同条各号に掲げる書類を添えて、当該福祉手当の支給を受ける者の住所を管轄する福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)を管理する都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)又は町村長に提出しなければならない。

第四条 法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当に関し現況の届出を行う場合には、この省令による改正後の第五条の規定を準用する。

2 前項の福祉手当に関し法第三十六条第一項及び第二項の規定により質問又は診断を行う当該職員が携帯すべき身分を示す証明書については、この省令による改正後の様式第八号によるものとする。

第五条 昭和六十一年一月一日において現にあるこの省令による改正前の様式第四号及び第五号による福祉手当被災状況書及び福祉手当受給資格調査員証は、同年三月三十一日までの間、これを使用することができる。

第六条 この省令の施行前にこの省令による改正前の福祉手当の支給に関する省令の規定により行つた請求、届出その他の行為は、この省令による改正後の規定により行つた請求、届出その他の行為とみなす。

附則 (昭和六三年五月三一日厚生省令第三十九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和六十三年七月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 第一条、第二条及び第四条の規定の施行の際現にあるこれらの規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(所得の額の計算方法に関する特例)

4 昭和六十三年八月一日前における児童扶養手当法施行規則第一条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第一条並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第二

条及び第十五条の規定の適用については、これらの規定中「計算した所得の額」とあるのは「計算した所得の額と昭和六十三年度分の道府県民税（都が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第二項の規定によつて課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）に係る同法附則第三十三条の四第一項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額とを合算した額」と、「第三号までの規定に該当するとき」とあるのは「第三号までの規定に該当するとき又は昭和六十三年度分の道府県民税につき地方税法第三十四条第一項第十号の二に規定する控除を受けたとき」とする。

附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号） 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成元年五月三一日厚生省令第三〇号）
この省令は、平成元年七月一日から施行する。

附 則（平成二年七月二〇日厚生省令第四三〇号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にある改正前の様式による届の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成六年二月二八日厚生省令第六号）

- 1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成六年七月二七日厚生省令第四八号） 抄

1 この省令は、平成六年八月一日から施行する。

附 則（平成七年五月二五日厚生省令第三三〇号） 抄

第一条 この省令は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成七年六月一四日厚生省令第三六〇号）

この省令は、平成七年六月十五日から施行する。

附 則（平成九年三月二八日厚生省令第三二〇号） 抄

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この省令の施行の際現にある第十四条の規定による改正前の様式による請求書の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成九年九月二五日厚生省令第七二〇号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年二月一三日厚生省令第一〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式による請求書の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一一年一月二一日厚生省令第一〇号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一二年三月八日厚生省令第一五〇号）

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一二年五月二八日厚生省令第六〇号） 抄

（施行期日）
1 この省令は、平成十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

3 第一条から第四条まで及び第六条の規定の施行の際現にあるこれらの規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一二年六月七日厚生省令第一〇〇号） 抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第二二七号） 抄

（施行期日）
1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一三年七月三一日厚生労働省令第一七九号）

この省令は、平成十三年八月一日から施行する。

附 則（平成一四年五月二四日厚生労働省令第七〇号） 抄

（施行期日等）

1 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条、第五条及び附則第四項の規定 平成十四年八月一日

（経過措置）

4 第三条及び第五条の規定の施行の際現にあるこれらの規定による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一五年九月三〇日厚生労働省令第一四九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第七条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日厚生労働省令第七七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年七月三一日厚生労働省令第一四六号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一八年九月二九日厚生労働省令第一六九号）

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第八〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年四月一日厚生労働省令第五八号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年八月三一日厚生労働省令第一〇八号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二三年九月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月二八日厚生労働省令第四〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年六月二九日厚生労働省令第九九号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二四年七月一日から施行する。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 平成二十二年以前の年の所得に係る障害児福祉手当所得状況及び特別障害者手当所得状況並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式による障害児福祉手当所得状況届及び特別障害者手当所得状況届の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号）

この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年九月九日厚生労働省令第一〇四号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二六年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年十一月一三日厚生労働省令第一二二号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二七年一月一日から施行する。

附 則（平成二七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の施行の日（平成二七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二八年一月一日）

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 この省令の施行の際現に提出されている第二十八条の規定による改正前の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の様式（次項において「旧様式」という。）により使

用されている書類は、同条の規定による改正後の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二八年五月二三日厚生労働省令第一〇一号）抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二八年六月一日から施行する。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

3 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成三〇年八月一日厚生労働省令第一〇二号）

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二二号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年二月二十八日厚生労働省令第二十二号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(児童扶養手当法施行規則、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 令和元年以前の年の所得に係る児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当所得状況届、児童扶養手当現況届、特別児童扶養手当認定請求書、特別児童扶養手当所得状況届、障害児福祉手当認定請求書、障害児福祉手当所得状況届、特別障害者手当認定請求書及び特別障害者手当所得状況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にある第二条から第四条までの規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、第二条から第四条までの規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年五月六日厚生労働省令第九四号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和元年以前の年の所得に係る特別障害者手当所得状況届及びこれに添えるべき書類については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年九月八日厚生労働省令第二二六号）

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）において現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 施行日において現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

一 呼吸器系結核

二 肺えそ
三 肺のうよう
四 けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）
五 心臓疾患
六 その他認定又は診査に際し必要と認められるもの

様式第一号（第二条関係）

(表 面)

※受付 年 月 日

障 害 児 福 祉 手 当 認 定 請 求 書									
認 定 を 受 け よ う と す る 者	①(ふりがな) 氏 名・性 別							男・女	
	②生年月日		明治 大正 昭和 平成 令和					年 月 日 満 歳	
	③住所							④個人番号	
	⑤障害基礎年金・特別児童扶養手 当等の受給状況		1 受給している 2 支給停止されている 3 申請中 4 受給していない					年金等の種類 () 証書記号番号 ()	
施 設 の 通 用 状 況	⑥身体障害者手帳の所有状況		1 あり 2 なし					番 号() 等 級(級) 障害名()	
	⑦施設への入所状況		1 収容されている() 2 されていない						
⑧ そ の 他									
⑨支払希望金融機関									
銀行 本店 普通 口座番号 信用金庫 支店 当座 () 出張所 ()									
ゆうちょ銀行 記号 番号									
口座名義人 カナ									
□公金受取口座を利用します									
関係書類を添えて、障害児福祉手当の受給資格の認定を請求します。 令和 年 月 日 氏名									
認 定 年 月 日 考 慮									

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

◎字は楷書^{（平仮）}ではつきり書いてください。

◎※の欄は記入しないでください。(A列4番)

(裏 面)

注意

- 1 ⑤の欄は、障害基礎年金、特別児童扶養手当等の制度による障害を支給事由とする年金等の受給状況について、該当するものを○で囲んでください。
- なお、1から3までのいずれかに該当するときは、()内に具体的に記入してください。
- 2 ⑥の欄は、身体障害者手帳の所持の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- 3 ⑦の欄は、障害児入所施設等の施設に収容されているかどうかについて、該当するものを○で囲んでください。
- なお、収容されているときは、()内に施設の種別を記入してください。
- 4 ⑨の欄は、支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その正しい名称及び口座番号を記入してください。手当の受取口座として、公金受取口座(※)を利用する場合は、「□公金受取口座を利用します」のチェックボックスにチェックしてください。なお、公金受取口座を利用する場合は、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は不要です。
- (※) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座である公金受取口座をいいます。

様式第三号(第二条・第五条関係)

(表 面)

※受付 年 月 日 番号									
障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届									
① 受給資格者	(ふりがな)					個人番号			
	氏 名								
	住 所								
② 配偶者	氏 名		個 番 号			住 所			
③ 扶養義務者	氏 名		個 番 号			住 所			
	受給資格者との続柄								
④ 令和	年所得		⑤ 受 給 資 格 者		⑥ 配 偶 者		⑦ 扶 養 義 務 者		
	同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給者については、㉞70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、㉟特定扶養親族の数、㊱16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))		人 人 人 人		人 (人)		人 (人)		
⑧									
⑨	所 得 額		円	※㉞円	円	※㉟円	円	※㊱円	円
控 除	障害者(特別障害者を除く。)		人	円	人	円	人	円	円
	㉞である同一生計配偶者及び扶養親族の数			円	人	円		円	円
	㉟特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数		人	円	人	円	人	円	円
	㊱障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別		円	円	円	円	円	円	円
	㊲社会保険料等相当額		円	円	円	円	円	円	円
㊳	控 除 後 の 所 得 額		円		円		円		
上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日 氏名									
殿									
※ 書 査									

⑧ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
⑨ 字は楷書ではっきり書いてください。
⑩ ※の欄は記入しないでください。
(A 列 4 番)

(裏 面)

注意

1 ③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。

2 ⑤の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の合計数を記入してください。

なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。

1 受給者については、㉞に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㉟に特定扶養親族の数を、㊱に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

2 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

3 ⑨の欄は、前年(1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。)の所得について、都道府県民税の総所得金額(給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額)、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除額を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。所得がない場合は、「なし」と記入してください。

4 ㉞の欄は、⑤の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。

5 ㉟の欄は、⑤の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を記入してください。

6 ㊱の欄は、⑤、⑥又は㉟の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。

7 ㊲の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額を記入してください。

8 ㊳の欄は、受給資格者が地方税法に定める社会保険料控除を受けたときに当該控除額を記入してください。

この所得状況届には、次の書類を添えて出してください。

1 ㉞の欄の所得額について、市区町村長の証明書

2 ㉞から㊳までの欄に記入した事項について、市区町村長の証明書

様式第四号(第二条、第十五条関係)

（表 面）					
障害児福祉手当(福祉手当) 特 別 障 害 者 手 当 被災状況書					
①提出者	氏 名		住 所		
	個 人 番 号				
②被災者	氏 名		被災当時の住所又は居所		
	個 人 番 号				
	提出者との続柄		職 業		
③災害	災害の種類		被災年月日	令和 年 月 日	
④被災状況	財産の種類	被災前の財産の概要とその価格		損 害 の 程 度 と そ の 金 額	
	住 宅				
	家 財				
	田 畑				
	宅 地				
	住宅でない建物				
	その他の財産				
	⑤保険金又は損害賠償金の受給状況	1 受けた(種類) 2 受けることができる 3 受けていない			金 額
上記のとおり、被災状況を申し立てます。 令和 年 月 日 氏名 職					
※審査					

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ 字は楷書^{（イイ）}ではつきり書いてください。
- ◎ ※の欄は記入しないでください。

（裏 面）

注意

- ②の欄の「被災者」とは、手当を受けることができる人、その配偶者又は扶養義務者(父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹など)で震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財その他の財産(自分の所有するもののほか、所得税法に定める同一生計配偶者又は扶養親族の所有する財産を含みます。))について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた人をいいます。
- ③の欄の「災害の種類」は、震災、水害、火災などの別のほか○○台風などのように、なるべく詳しく記入してください。
- ④の欄に記入するときは、次の事柄に留意してください。
 - 被災前の財産の概要とその価格
財産は、被災者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族の名義のものでなければなりません。また、財産は、住宅、家財又は主たる生計のために使用している田畑、宅地、住宅でない建物その他の財産のうち、最も被害の大きかつたものについてのみ記入すれば十分です。住宅について被害を受けたときは、当然家財にも被害を受けますが、その場合には住宅についてのみ記入すればよく、その住宅が被災者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族の名義のものでないときは、家財について記入してください。
イ 「住宅」については、その規模、構造、延面積、価格等を記入してください。
(例、木造平屋建60平方メートル約50万円)
ロ 「家財」については、家財の主な種類、名称、価格の総額等を記入するとともに、併せて住宅の規模、構造、延面積などを記入してください。
ハ 「田畑」については、田、畑別及びその総面積などを記入してください。
ニ 「宅地」については、その総面積、価格等を記入してください。
ホ 「住宅でない建物」については、店舗、工場、倉庫、納屋などの名称ごとの規模、構造、延面積、価格等を記入してください。
ヘ 「その他の財産」については、機械、器具、荷車、漁船、牛馬等事業用の資産などの種類、名称、数量、価格等を記入してください。
 - 損害の程度とその価格
イ 損害の程度は、「住宅」及び「住宅でない建物」については、流失、全壊、半壊、土砂流入、軒下浸水、床上○○メートル浸水、全焼、半焼、一部焼失等のように記入してください。「家財」については、その家財の存した住宅の被害の状況を記入してください。「田畑」及び「宅地」については、流水、冠水○○メートル土砂堆積^{（イイ）}等の別及びその被害面積を記入してください。
「その他の財産」については、財産の種類に応じて具体的に記入してください。
ロ 損害の金額は、時価○○万円のように記入してください。

様式第五号(第十五条関係)

(表 面)

※受付 年 月 日

特 別 障 害 者 手 当 認 定 請 求 書			
認定を受けることとする	①(ふりがな)氏名・性別	男・女	
	②生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 満 歳	
	③住所	④個人番号	
給付金の受取状況	⑤障害基礎年金・老齢年金、遺族年金等の受給状況	1 受給している } 年金等の種類 2 支給停止されている } () 3 申請中 } 証書記号番号 4 受給していない } () 証書記号番号	
	⑥身体障害者手帳の所有状況	1 あり } 第 号() 等 級() 障害者() } 2 なし	
⑦施設への入所状況	1 収容されている() 2 されていない		
⑧病院等への入院状況	1 入院している(年 月 日から) 2 していない		
⑨その他			
⑩支払希望金融機関	銀行	本店	普通
	信用金庫	支店	当座
	()	出張所	()
	ゆうちょ銀行	記号	番号
	口座名義人	番号	
	カナ		
	☐ 公金受取口座を利用します		
関係書類を添えて、特別障害者手当の支給資格の認定を請求します。 令和 年 月 日			
氏名			
姓			
※認定却下	(支給開始 年 月 日)	※備考	

※裏面の注意をよく読んでから記入してください。
※字は楷書ではつきり書いてください。
※※の欄は記入しないでください。(A列4番)

(裏 面)

注意

- 1 ⑤の欄は、障害年金、老齢年金、遺族年金等給付制度による公的年金等の受給状況について、該当するものを○で囲んでください。
なお、1から3までのいずれかに該当するときは、()内に「公的年金等」から該当する記号を記入し、その年金の種類(障害基礎年金、福祉手当、老齢年金、遺族年金等)を具体的に記入してください。
「公的年金等」を2つ以上受けているときは、それぞれ記入してください。
- 2 ⑥の欄は、身体障害者手帳の所持の有無について、該当するものを○で囲んでください。
なお、手帳を持っているときは、()内にその内容を記入してください。
- 3 ⑦の欄は、障害者支援施設、特別養護老人ホーム等の施設に収容されているかどうかについて、該当するものを○で囲んでください。
なお、収容されているときは、()内に施設の種別を記入してください。
- 4 ⑧の欄は、病院又は診療所に入院しているかどうかについて、該当するものを○で囲んでください。
なお、入院しているときは、()内に入院した年月日を記入してください。
- 5 ⑩の欄は、支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その正しい名称及び口座番号を記入してください。手当の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座(※)を利用する場合は、「☐ 公金受取口座を利用します」のチェックボックスにチェックしてください。
なお、公金受取口座を利用する場合は、口座情報の記載や通帳の写しの添付等是不要です。
(※) 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座である公金受取口座をいいます。

公的年金等

- イ 福祉手当
ロ 国民年金
ハ 厚生年金保険の年金
ニ 船員保険の年金
ホ 恩給
ヘ 国家公務員共済組合の年金
ト 条例による地方公務員の年金
チ 地方公務員共済組合、地方団体関係団体職員共済組合、地方議会議員共済会又は旧市町村職員共済組合の年金
リ 日本私立学校振興・共済事業団の年金
ヌ 農林漁業団体職員共済組合の年金
ル 国会議員互助年金
ヲ 日本製鉄八幡共済組合の年金
ワ 執行官の恩給
カ 旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金
キ 戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給付金
ク 未帰還者の留守家族手当
ケ 労働者災害補償制度の年金
コ 国家公務員災害補償制度の年金
ク 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金
ネ 地方公務員災害補償制度の年金
ナ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく介護手当

様式第七号(第十五条関係)

(表 面)

※受付 年 月 日 番号

特別障害者手当所得状況届

① 受給資格者

(ふりがな)
氏名
住所

個人番号

② 配偶者

氏名
住所

③ 扶養義務者

氏名
住所
(受給資格者との続柄)

④ 令和 年所得

⑤ 受給資格者

⑥ 配偶者

⑦ 扶養義務者

⑧ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給資格者については、㉔70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、㉕特定扶養親族の数、㉖16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))

人
人
人
人

(人)

(人)

⑨ 受給資格者に係る所得額
(欄外の記入要領参照)

円 ※ア 円

⑩ 配偶者・扶養義務者に係る所得額

円 ※イ 円

円 ※ウ 円

控除

⑪ 障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の数

人

円

人

円

人

円

⑫ 特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数

人

円

人

円

人

円

⑬ 障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の特

寡・ひとり親・勤

円

障・特障・勤

円

障・特障・寡・ひとり親・勤

円

⑭

円

円

円

円

円

円

⑮ 社会保険料等相当額

円

円

円

円

円

円

⑯ 控除後の所得額

円

円

円

円

円

円

上記のとおり、相違ありません。
令和 年 月 日

氏 名

職

※裏面

(注) ⑨欄の記入要領

1 裏面の公的年金等を受給していない人は、都道府県民税に係る前年(1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は前々年)の課税所得(給与所得がある場合には、給与所得の金額から10万円を控除した額)を記入してください。

2 裏面の公的年金等を受給している人は、右により計算した所得額(Gの欄の額)を記入してください。

公的年金等の収入額
(種類 ・)
(種類 ・)
Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額
給与所得控除後の給与所得額
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条第1項による控除(10万円)
公的年金等以外の雑所得金額
雑所得及び給与所得以外のすべての所得額
所得額 (B+C-D+E+F)
A 円 ※ 円
B 円 円
C 円 円
D 円 円
E 円 円
F 円 円
G 円 円

⑨ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
⑩ 字は楷書ではっきり書いてください。
⑪ ※の欄は記入しないでください。

(A列4番)

(裏 面)

注意

1 ③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。

2 ⑤の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。

なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。

(1) 受給者については、㉔に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㉕に特定扶養親族の数を、㉖に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

(2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

3 ⑥の欄は、所得がない場合は「なし」と記入してください。

4 ⑩の欄は、前年(1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。)の所得について、都道府県民税の総所得金額(給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額)、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。所得がない場合は、「なし」と記入してください。

5 ⑪の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。

6 ⑫の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を記入してください。

7 ⑬の欄は、⑤、⑥又は㉗の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。

8 ⑭の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額を記入してください。

9 ⑮の欄は、受給資格者が地方税法に定める社会保険料控除を受けたときに当該控除額を記入してください。

10 (注)の表中

ア Aの欄は、下表に掲げる公的年金等(課税対象年金・恩給を含む。)のすべての収入金額を記入してください。また、()内に「公的年金等」から該当する記号(ネ)については、これに加え、当該公的年金等の名称)を記入し、その年金の種類(障害基礎年金、老齢年金等)を具体的に記入してください。「公的年金等」を2つ以上受けているときはそれぞれ記入してください。

イ Bの欄は、Aの欄の金額から所得税法第35条第4項の年齢65歳未満である者に係る公的年金等控除額に相当する額を控除した後の金額を記入してください。

ウ Eの欄は、「公的年金等」以外の雑所得の金額(所得税法第35条第2項第2号に掲げる金額)を記入してください。

エ Fの欄は、都道府県民税の対象となった、雑所得及び給与所得以外の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計を記入してください。

この所得状況届には、次の書類を添えて出してください。

(1) 公的年金等を除く所得額について、市区町村長の証明書

(2) 公的年金等の収入金額について明らかにすることのできる証明書(年金証書等の写)

(3) ⑪から⑯までの欄に記入した事項について、市区町村長の証明書

公 的 年 金 等

イ	国民年金
ロ	厚生年金保険の年金
ハ	船員保険の年金
ニ	恩 給
ホ	国家公務員等共済組合の年金
ヘ	条例による地方公務員の年金
ト	地方公務員共済組合、地方団体関係団体職員共済組合、地方議会議員共済会又は旧市町村職員共済組合の年金
チ	日本私立学校振興・共済事業団の年金
リ	農林漁業団体職員共済組合の年金
ヌ	国会議員互助年金
ル	日本製鉄八幡共済組合の年金
ヲ	執行官の恩給
ヅ	旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員等共済組合連合会が支給する年金
カ	戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金
ヨ	未帰還者の留守家族手当
タ	労働者災害補償制度の年金
レ	国家公務員災害補償制度の年金
ソ	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金
ツ	地方公務員災害補償制度の年金
ネ	所得税法第35条第2項に規定する公的年金等で上記イ〜ツに該当しない課税対象年金

様式第八号(第十九条関係)

(表面)

障害児福祉手当(福祉手当)・特別障害者手当受給資格調査員証

第 号

官 職
又は職名

氏 名

生年月日

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第36条に定める当該職員であることを証する。

年 月 日交付
年 月 日限り有効

都 道 府 県 知 事

市 (区) 町 村 長

印

写 真

(裏面)

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(抄)

(調査)

第36条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。

3 前2項の規定によつて質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注意

1 この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要になつたときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。